

## 平成21年度第1回豊田市市街地緑地保全審議会 会議録

【日 時】 平成22年3月11日（木） 午後2時00分～4時10分

【場 所】 豊田市職員会館 2階 第一会議室

【出席者】 （委 員） 野田 宏治（国立豊田工業高等専門学校 教授）《委員長》  
長谷川 伸岳（豊田市自然愛護協会 会長）  
林 富造（豊田森林組合 常務理事）  
高橋 通郎（豊田市区長会 理事）  
鈴木 修（愛知県豊田加茂農林水産事務所 林務課長）  
三浦 光春（(財)愛知公園協会 緑化センター 指導課長）  
田口 洋行（市民公募）  
小山 俣江（市民公募）

（計8名）

（事務局） 羽根田 利明（建設部長）  
近藤 直人（公園課長）  
小出 正幸（公園課副主幹）  
黒野 勉（公園課係長）  
中村 誠一（公園課主査）  
山田 浩晃（公園課主査）

【次 第】 1 あいさつ  
2 委嘱状伝達式  
3 委員長、副委員長の選任について  
4 議事  
（1）藤岡地区等の緑地の調査結果について  
（2）豊田市市街地における緑の保全条例・規則の改正について  
5 その他

## 【議事録】

### 1 あいさつ

建設部長：	<p>本日は年度末の大変お忙しいところ、審議会にご出席いただき、大変ありがとうございます。</p> <p>この緑地保全審議会ですが、これは市街地の緑を保全するために豊田市の条例の中で位置づけられている審議会です。この条例については、市街地の生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的としているもので、この皆様の審議会の役割については、この条例の中で、1つには新たな指定緑地を指定する場合、また指定緑地を買収する場合、そしてそのほか緑地保全に関する重要な事項などについて審議をしていただくものとしています。</p> <p>今回は、お配りした資料にもありますが、藤岡地区の市街化区域での新たな指定緑地の指定、高橋地区での市街地の縁辺部における指定緑地の指定に関する審議をお願いします。</p> <p>もう1つが、平成6年の答申を基にした運用規定を今まで基準にしている訳ですが、現状においては制度と運用規定の中身が変わってしまっているということもあり、条例、規則の改正についても併せて審議をお願いします。</p> <p>また審議委員の皆様の任期がちょうど2年ということになっています。本来、2年毎に任命をお願いして定期的にこの審議会を開催しなければいけないのですが、前回は平成19年5月ということで少し日が空いてしまいました。また今回、この年度末という非常に変則な時期に任命をさせていただき、第1回の開催ということで、大変申し訳なく思っています。</p> <p>また今日、委員さんの中には、前回から引き続いてお願いをする方、また新たにお問い合わせをお願いをする方がお見えですが、十分なお意見をいただき有意義な審議会にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
-------	--

### 2 委嘱状伝達式

建設部長より、委嘱状の交付

### 3 委員長、副委員長の選任について

事務局：	<p>委員長、副委員長の選任を行いたいと思います。</p> <p>豊田市緑の保全規則第13条第3項により、「審議会の委員長、副委員長、各1名を置き、委員の互選により選任する」となっています。この規定により、委員長、副委員長を選任したいと思います。ご意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
------	--

A 委員：	委員長には前回に引き続いて学識経験者である野田さん、副委員長についても同様に平松さんが適任だと思いますのでよろしくお願いします。
事務局：	その他、ご意見ありますか。
各委員：	異議なし。
事務局：	ただ今、異議なしの声をいただきました。 それでは委員長に野田様、副委員長に平松様ということでご承認いただける方は拍手をお願いします。
	(拍手多数)
事務局：	ありがとうございます。 それでは委員長に野田様、副委員長に平松様ということで、本日、平松様についてはご欠席ですので、事務局の方から今日の結果をお伝えして副委員長をお願いしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。それでは、今後の進行については委員長の野田様にお願いしたいと思っていますので、委員長席へご移動をお願いします。

#### 4 議事

##### (1) 藤岡地区等の緑地の調査結果について

委員長：	では議事1番目の藤岡地区等の緑地の調査結果について、事務局から説明をお願いします。
事務局：	(資料に基づき、「藤岡地区等の緑地の調査結果について」を説明)
委員長：	ありがとうございました。 今の説明の中で修正すべき箇所及び審議すべき箇所の指摘がありましたが、17ページの表(評価項目の評価点一覧)の中の一部が修正になるのですか。
事務局：	はい。No.12(西中山町猿田C)について、一次評価の点数が、9から11になってランクが4になります。 それからNo.11(西中山町猿田B)及びNo.21(御立町1丁目)については既に開発されてしまいましたので今回の対象ではないという判断をしています。
委員長：	それでは上から順番に、まず訂正のないNo.10(西中山町猿田A)までについて、ご意見ををお願いします。
事務局：	あとNo.5(西中山町後田C)とNo.7(西中山町榎前B)は一連と考えて、一緒にするとランク4です。
B委員：	先ほどの説明の際に、地目が山林でないが実際は立派な山林という所がありました。地目が山林でない所は対象外になるのですか。
事務局：	条例上、台帳の現況地目が山林となっています。
B委員：	本来の趣旨から言えば、そういう所も緑地の保全が目的だから山林で

	も市街地でもとにかく立派な山林であればいいような気がします。条例上そうなっていれば条例を変えることもできないし。
事務局：	<p>どうしても山林以外の地目になっていると用途がすぐ変わっていく可能性があります。</p> <p>調査するにあたり、全ての森林を全部、見ていく方法を探れば可能かと思いますが、今はある程度、絞り込みをするために山林になっている所の特定をした中でやっています。</p>
B 委員：	市による買取りもあるし、固定資産税等の減免もあります。そういう森のある所は全部、市が買ってしまうということは大変ですよ。
委員長：	<p>次の議事の中にも条例等の改正についてというのがありますので、そういう問題点もどんどん出していただいて、より良いものにしていくためにもご意見として取り上げていただければと思います。</p> <p>先ほどのご質問に関連して、大半が開発されているが少しだけ緑が残っているような箇所の取り扱いについても、地元からぜひ残して欲しいという要望があれば、それはそれなりの価値があり、皆さんの意に沿ったものになるような気がします。ここでは第三者の評価で、面積なり見た目の評価点でやっていますが、地元の人たちの意向は何ら汲んでないと思います。本来は地元の人たちの意見として残して欲しいという強い意向があれば、そういうものを含めることも必要になるのではないかと思います。</p>
委員長：	<p>その他、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>とりあえずNo.10までで、ランクについての評価ですが、一連の評価の中で、残すべき、それから今回の対象ではないというものについてはいかがでしょうか。</p>
事務局：	<p>No.4（西中山町後田B）をご覧いただきたいと思います。</p> <p>先ほどのお話にもありましたが、一部、開発されている部分が含まれている場合の取り扱いについて、筆として91番1の北東の一部が造成されている状況になっています。全体で見ればランク4という評価をされていますが、こういった既に開発された部分が分筆されれば一番問題がないと思います。</p>
事務局：	91番1と反対南側の95番1は、大半が裸地になっていますので、書類上、このように書いてありますがここは省くべきだと思います。
委員長：	省くというのは、この2筆を除いて残るものでNo.4として、ランク4という認識ということですね。
事務局：	はい。
委員長：	そうするとこの表から、先ほどの91番1と95番1を除いたもので考えていただくということですね。
事務局：	はい。

委員長：	残りのものでも1,000平方メートル以上あり、ランク4に位置付けられるということですね。
事務局：	はい。
委員長：	この点、よろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	No.10までは、この事務局の提案でよろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	<p>それではNo.10までは事務局の案で決定ということにさせていただきます。</p> <p>それではNo.11は開発により現存しないということでしたので、No.12をご覧ください。ここはランク4に修正ということですのでよろしいですね。</p> <p>それからNo.14（西中山町猿田E）で、これも審議ということでした。この絵の中で、左端の所に駐車場のよう形で一部、整備されている部分を含めて考えてよいかということです。</p> <p>それではNo.14までで、No.14の審議も含めてご意見をお出してください。よろしくお願いいたします。</p>
事務局：	<p>追加でご説明します。</p> <p>No.14について、（スライド上）ここのピンクの所が今回の審議をしていただく所ですが、この箇所は右側にはかなりの山があります。なぜ今回、ここが入っていないかというのは、ここは市街化区域ではないからです。このラインで左側が市街化区域、右側が市街化調整区域となっていますので、この右側の方は、審議していただく所ではないため調査していません。</p>
委員長：	<p>ではNo.12、No.13（西中山町猿田D）についてはよろしいでしょうか。</p> <p>No.12はランク4に変更になった所です。それからNo.13は事務局案でランク2のままという所になります。</p> <p>No.13については家の間に緑が残されたような状態ですので、地元の方が残して欲しいという所であれば、こういうものも取り込んでいただくというのがよいかという気がします。現在の基準ではこれは合致しないということでランク2、この点いかがでしょうか。住宅街に緑が残っているというものです。</p>
C委員：	No.13のひとつずつは面積が小さいし、また離れていますね。
委員長：	事務局案でよろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	それでは先ほどの審議のNo.14です。
C委員：	これを分筆するという訳にはいかないですか。

	この白いのはトラックですか。
事務局：	ここにはバスが停車しています。 分筆されれば指定が可能な箇所だと思います。
委員長：	条件付というのはないのでしょうか。 地主さんに、分筆すれば対象になりますよ、というような提案は市役所側からはされませんか。
事務局：	当然、指定していく場合には分筆の話等をする必要は出てきます。 ただし、分筆となると土地所有者の方の費用的負担が伴うことになります。
B 委員：	指定になると固定資産税の減免というような方向が出る訳ですか。
事務局：	指定緑地の中で、適正に管理していただくという条件のもとに保全緑地という制度があり、保全緑地については非課税にしています。
B 委員：	そうなるとこのバスが停めてある面積を除いた面積で、税金などを計算するという手もありますよね。
事務局：	資産税の部局では（1筆の中で複数の課税地目を設定することは）やっていますが、この制度では一部分を指定緑地ということは（新規では）やっていません。分筆して指定するという形ならやっていきたいと思っています。1筆の部分指定をすると正直言ってきりがなくなってしまいます。
B 委員：	指定はこの1筆で行い、税金の減免は（緑地）面積を加味したものにするというやり方はできますか。例えばこの半分がバスの駐車場、半分が森林という場合には減免の対象を半分にするということができるかということです。
事務局：	課税上、分けてある所はあります。資産税で1筆のうち例えば何平方メートルを山林、何平方メートルを宅地というように課税で分けてある所はあります。
D 委員：	条件付でやられて、今後、これ以上開発をさせないためにも、私はそういうことも必要だと思います。
委員長：	（所有者に対して）事務局からこういう条件であれば指定ができ、それを拒否されるようであれば今回の（指定する）ところから除く、というような手続きで進めていただくことが可能であれば、そのような形がよろしいのではないのでしょうか。 その他、いかがでしょうか。
E 委員：	面積がまとまっているので残していただきたいと思います。
D 委員：	写真を見ると徐々に自然を壊していくような土地だと思います。ですからこの辺りで食い止めることができれば、非常にいいのではないかと思います。 先ほど言われたように、地域の住民の方などが活用できるような非常

	になだらかな斜面で広さも十分あると思います。
委員長：	住宅のすぐ隣でもあり、地域住民の方にも認識していただいて、管理面で力を貸していただくことも必要になると思います。
C 委員：	18番5は、写真で見るともう半分くらい開発されてしまっているようです。18番1と同じ取り扱いではおかしいと思います。
事務局：	ちなみに言いますと枠外は昭和の森になっているので、そちらへ（開発が）入っていくことは、多分ないと思います。当然、そちらの方は調整区域なので簡単には開発できませんし、（県有地の）昭和の森になっているので、仮に開発してもこの枠で止まることになると思います。
委員長：	今、ご意見があった、面積が小さい方（18番5）も半分削ると面積としては非常に小さくなってしまいますので、ここではNo.14を18番1だけとする意見もあります。この点いかがでしょうか。本来ならば2筆と一緒に保全するという方向でしょうか。
C 委員：	できれば18番5も少し植樹でもして森林に戻す、5年もすればかなりいいのではないのでしょうか。
委員長：	やはり最善としては2筆一緒にして、その中で18番1については分筆が一番良いのではないのでしょうか。それを事務局から提案していただき、向こうに意向が受け入れられればこの原案のように受け入れて、そうでなければ事務局で考えていただいた按分による税制の優遇なども考えていただくということよろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	ではNo.14については、以上の結果をもってあたっていただくことにします。 それからNo.15（西中山町清水口A）についてはいかがでしょうか。事務局案でランク4ですが、これはこのままでよろしいでしょうか。
B 委員：	130番15は（指定箇所）に入るのでしょうか。家が建っていますが。
事務局：	130番15は宅地ですので、今回は入っていません。
委員長：	宅地以外のところの指定ということですね。
事務局：	はい。
委員長：	よろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	では事務局案ということになります。 No.16（西中山町清水口B）はいかがでしょうか。ここもランク4、面積が非常に大きい所です。ここも評価点が非常に高くなっています。
B 委員：	間は調整区域か何かですか。
事務局：	ちなみに間の筆は山林になっていません。ここは「つどいの丘」というトヨタ関連（全トヨタ労働組合連合会）の施設ですが、その持ち物

	で実態として税制上、山林扱いされていません。ここから上（東側）は市街化調整区域になっています。
委員長：	この辺りもトヨタ関連ということで、一体として（緑地の保全を）考えていただくようにぜひ市役所からお願いをしていただいでいくということによいのではないのでしょうか。
事務局：	一体として税制上の優遇がされているということで台帳上、山林という扱いになっていません。
委員長：	現状ではこの緑が一体になっています。 ここは大きな問題はないと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	それではNo.17（西中山町清水口C）、ここはランク2です。面積が少し小さく、自然性も点数がありませんので対象外となるという所です。 よろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	それではNo.18（西中山町十七屋）、ここはランク3ということです。面積も1,000平方メートル以下で整備も余りされていないという所になっているようです。 これもこのままでよろしいでしょうか。
C委員：	指定しないということですね。
委員長：	そういうことです。
事務局：	ランク3は、指定できます。
委員長：	指定するとなると、このような状況では（今後）改善が見込めるといふ予測がないと、なかなか税制なりの優遇だけ恩恵を受けて、それ以上の不安があると困ると思います。
C委員：	地主の努力が見られたらの条件付ですね。
D委員：	しかしここは植生が竹なので、他の低層木や林ならば（指定回避も）分かりますが。それで人家に囲まれているとなると指定がいいと思います。
C委員：	余り価値はないように感じます。
委員長：	景観上しっかり手入れがされて、心地良いということであれば非常に価値が高いのですが。涼しい風も通って。
D委員：	本来の森というイメージだと、やはり森という感じではないです。
委員長：	前回の会議でも竹を余り悪者にするなどという意見もあり、手入れさえすれば非常に心地がいいのだというご意見もありました。
D委員：	しかし今現在、日本全国、同じ問題を抱えています。
委員長：	おっしゃるとおりです。手入れがされていないので、竹に駆逐されて森も枯れていってしまいます。



	委員会としては、ランク3ですが指定はしないということによろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	ではそれを結論とさせていただきます。 それではNo.19（西中山町辻貝戸）、ここは審議するところです。
事務局：	No.19のうち、明らかに114番1と115番1はもう完全に森林はありません。
C委員：	これは指定する価値がありません。
事務局：	ここは全体で50,000平方メートル程ある中で、開発された部分を除くと約16,000平方メートルくらいの緑の固まりにはなりません。ですからここについても分筆という話でいけば、この部分で指定という考えはあるのかなと思います。
委員長：	複雑になるのですが、可能であれば貴重な緑にはなるでしょう。それでは開発された部分を除いて、残りの所は分筆していただくような方向で、事務局からお話いただくということによろしいでしょうか。
D委員：	私はこういう形になる前に本来、こういう審議会で審議されるべきであると思います。既に手遅れであると思います。 写真のデータを見ると道路が南北にあり、既に開発されつつあり、前からもう開発の手が入っていますので、ここでしっかり食い止めても、おそらくこの土地は将来的に住宅地になる可能性が大であると思います。ここだけ守って塀にしているとなると土地の所有者は非常に努力がいると思います。だからその辺りいかなものかだと思います。
委員長：	まだ残っている部分は非常に大きな面積になります。 残念ながら今の基準というか手続き上で、まずこういうところで議論をして（開発の）許可を出す、出さないということではないので、その点は少し残念です。
E委員：	（開発が）可能でないものがあれだけ残ったのでしょうか。現場を見ていないのでわかりませんが。緑が残っているところはそれなりの理由があると思いますが、現場へ行かれた方はいますか。
事務局：	現場は行っていますが余りそこまで気にしていませんでした。元々、そこは生コンの工場というかそういった所になります。
F委員：	調べてみなければ分かりませんが、開発する場合には緑地を残さなければいけないとか、例えば1ヘクタール以上の森林を開発する場合には林地開発許可が要りますので、この場合、どれだけの割合の緑地を残さない、あと周囲に何メートル（緑地を残す）とかそんな条件がありますので、その条件で残った緑地かも知れません。 多分、ここは土か何かを採る開発で、工場用地などだと（計画が）違うと思いますが、土を採ったあと整地して、土が流れないようにして、

	<p>樹木を植えて元の山林に戻すというような計画の場所かもしれません。ちょっと調べてみないと分からないですが、森林を開発する場合は1ヘクタール以上の場合には林地開発許可制度がありますので、ここは結構広い所だと思いますので（対象に）かかっているのではないのでしょうか。調整池らしきものも見えますので、その開発に係る残地森林なり造成森林が残っているのではないかと考えられます。</p>
事務局：	<p>ここについてはそういった点をもう一度調べさせていただいて、次回のお返事に回答します。</p>
委員長：	<p>よろしくお願ひします。 ではそのような結論でお願ひします。 その次、No.20（西中山町又吉洞）です。ランク3ですが、まとまっている面積となっていますので、大きな問題はないと思います。</p>
C委員：	<p>森林としてはなかなかいい森林です。</p>
事務局：	<p>ただ見ていただくと分かるように真ん中のところに既に結構、家があります。</p>
C委員：	<p>（報告書の）写真が古い。 こちら（スライド上）の写真とだいぶ違います。 それでは逆に価値がありません。</p>
委員長：	<p>では資料を差し替えていただひいて、価値がないということで、結論よろしいのでしょうか。</p>
各委員：	<p>はい。</p>
委員長：	<p>No.21は既に開発されたということでしたか。</p>
事務局：	<p>そうです。</p>
委員長：	<p>これはランク4でしたが、ここでは取り上げないということですね。</p>
事務局：	<p>はい。</p>
委員長：	<p>それではNo.22（森町6丁目）です。これも面積は大きいです。竹もありますので、これは間に竹が生えてきてしまったということでしょうか。 これについてはいかがでしょうか。 あえて取り消す必要はないということで、このままでよろしいでしょうか。</p>
各委員：	<p>（意見出ず）</p>
委員長：	<p>それでは事務局案で決定ということですね。 その次、No.23（御立町3丁目）です。ここも審議ということですね。 面積は大きく5,000平方メートルに近い値となっています。ここも36番1には、家、駐車場等が既にあるという所です。</p>
事務局：	<p>36番1と53番ですね。</p>
委員長：	<p>それ以外の所を合わせてもかなりの面積にはなりますので、ランクが</p>

	変わることはありませんね。
事務局：	はい。
委員長：	36番1と53番を外して採り上げるかという所です。 36番1についても按分していただいて残せるものは残しておいた方がよいと思います。53番も同様ですが、そのあたり事務局でご尽力 いただいて残す方向でいったらどうでしょうか。 よろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	次、No.24（森町5丁目）です。ランク3です。皆さん、お手元の資料を（森町7丁目）7番1も含めた形で一部修正してください。面積がもう少し増えることになりますか。
事務局：	7番1が531平方メートルですので、トータル12,134平方メートルになると思います。
委員長：	大きい面積になりますね。 ここも先ほどのNo.23の近くになるのですか。
事務局：	そうです、(位置的に)固まっています。
委員長：	ここも竹がかなり侵食しているという所ですが、一帯としては残しておくということでよろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	ありがとうございました。 それではこれまでの内容で事務局にご尽力いただくことでお願いします。 ありがとうございました。

(2) 豊田市市街地における緑の保全条例・規則の改正について

委員長：	続いて議事の2番目、豊田市市街地における緑の保全条例・規則の改正について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局：	(資料に基づき、「豊田市市街地における緑の保全条例・規則の改正について」を説明)
委員長：	ありがとうございました。 ただ今のご説明に対し、ご意見等があればお願いします。 相続の場合は、面積が小さいとかというときに何か特例みたいなものはありますか。
事務局：	特にはありません。
委員長：	今、買い取りだけを議論されていますが、それが相続でどうしても手放さなければならないといったときに、極端な例では(緑地が)なくなる訳ですよ。そういうものが考慮されていますか。
事務局：	現在の運用上は、相続はそのまま引継ぎますが、転売等、持ち主が全

	<p>く関係ないところへ移った場合は指定を取り消すということで動いています。それについて内部でも色々論議があり、売買で持ち主が変わっても山林として残すなら指定をしたままでもいいのではないかという意見はあります。</p> <p>今回、ここに挙げませんでした。これも皆さんのご意見があればお伺いして条例を改正するときに考えていきたいと思えます。</p>
委員長：	相続税について考慮していただけますか。
事務局：	特に具体的な考慮をしている内容はないです。
委員長：	そうすると、今はここで議論していただいて残すべきと言っておきながら、数年後にどうしても手放さなければならぬということになったときに、大丈夫かなということもあります。
事務局：	<p>相続税については、市の税金ではないので市では関係ないですが、相続税の関係で売られて所有者が変わっても、指定という名目はそのまま山として森として残されるなら、引き継いでいくことはやぶさかでないと思っています。</p> <p>現段階だと人が変わってしまうと、ここで打ち切りということで動いていますが。</p>
委員長：	<p>そういう場合には、事務局から極力残していただくようお願いしていただくことですね。</p> <p>今の事務局からの提案で、「ランク付けの買取りについては、4、5ランクは買取りを基本としますが、3ランクについては審議会の意見を聞く、1、2ランクは買取りをしません」というものです。そこには「300平方メートル未満のものはしません。ただし既に認定されているものについては従来どおりの運用をします。300平方メートル未満の1ランク、2ランクのものは保全緑地の認定をしません」それから「ランク付けの方法の見直し。市街化調整区域の指定は市街化区域に隣接しているところのみとします。あとは不要な書式を削除します」というような内容となっています。</p> <p>これも最初に私は発言させていただきましたが、300平方メートル未満でも貴重な緑であれば、「残して欲しい」とか「潤いを感じる」というような地域からの声若しくは市民の声があるような所は、何か（指定対象から）切るというよりも残しておく必要もあるのかなと思えます。要は200メートルから300メートル毎に緑があってそれを渡っていくような生物多様性の面からいうと、そういう方向もあるのかなという気がします。</p> <p>今、3ランクについては審議会の意見を聴くとなっていますが、この辺り、小さいものについては面積も含めて重要案件であればそういうものは（審議会の意見を）聴くという形にしておかれてもいいのかなとい</p>

	<p>う気がします。そうすれば時代の流れも変わってきますから、そういうところで一度挙げていただいて、議論の中で皆さんの合意が得られるところで決定していても、急ぐというところでは問題かも知れませんが、時間が掛けられるのであればそういう手続きがあってもいいのかなという気がします。</p> <p>皆さん、ご意見、何かありましたら。</p>
C 委員：	<p>審議会をそう何回も開くことは実際には難しいでしょう。よくやっても年2回くらいではないでしょうか。</p>
事務局：	<p>そうですね、2回から3回くらいが限界かとは思いますが。準備さえできれば、必要に応じて皆さんにご足労を願う格好にはなります。</p>
委員長：	<p>今、指定については得点が与えられて、ランクいくつになっていますけれども、これから時代が動いていくのに従って、現在ある指定されたもののランクがまた別に必要なのかなという気がします。周辺の緑がどんどん減っていく中で、そこだけがオアシスになっているのであれば残さざるを得ないだろうといったときに、そういうものについてはどこかで採り上げていただいて議論していただいてもいいのかなと思います。</p> <p>今、指定したものの中で、もう一度うまく運用されているのかというのを見直して、再評価なり別の視点で運用されているかのランク付けも必要なのかも知れません。</p> <p>条例の中では竹を切るだとかいろんな制度はありますが、評価もここでやった以上は継続的に見ておかないといけないのかなという気がします。</p>
事務局：	<p>一度は指定してもある程度年数が経ったらもう一度、再度確認が必要というご意見ですね。</p>
委員長：	<p>そうですね。指定のときは管理しますということでも、人手がない、それから地域から苦情がくるというようなことでは、やはり問題もあるでしょうし、地域の人たちに見守っていただくような方策などを作っていかないとなかなか認知されないです。</p> <p>我々第三者の目で必要だと思っても、地区の方が整備されていないことによる不安が高くて、切って欲しいという意見もあるかもしれません。</p>
事務局：	<p>やはり現実的に正直言っ、そういうのがあります。</p> <p>木が伸びてしまって何とかしてもらえないかという苦情もあるにはあります。私どもとしては一応、地主さんに免除していますし誓約書も出しているから、何らか手を打って迷惑にならないようにしてくださいという注意を促してはいますが、なかなか難しいというところも正直言っ、あります。</p>
委員長：	<p>そういう仕組みづくりもやはり議論していかないといけないでしょ</p>

	うね。
B 委員：	<p>狙いが緑の保全ですからね。やはりこれに照らして考えれば一番いいのではないかと思います。緑を保全する、緑がなくならないようにするのが第一の目的ですからね。</p> <p>例えば地主が変わっても緑が保全されるようなやり方、それから例えば指定を受けた後に更地にされてしまったというのは即指定解除、まあ罰則はどうか知りませんが。</p> <p>要するにランク付けの更新みたいなものは必要かと思います。何年に1度というのは難しいかも知れませんが。</p>
事務局：	<p>一応、今、指定緑地の確認はしていませんが、指定緑地になった所で過去、ランクの低いものからやっていますが、保全緑地に申請されるかどうかということで、されたものについては、保全緑地は5年に1回ずつ更新がありますので、5年に1回は見て回って確認はしています。ただ指定緑地全部ではなくあくまでも保全緑地で税の免除を受けている所だけは5年ごとに更新して確認しています。</p> <p>たまたま21年12月に更新時期があり、そこで現地を確認した折、もう家が建っていたということがありました。ここについては再度、地主さんと確認をして、直ぐに指定緑地、保全緑地を解除して税の遡りの還付もしていただきました。</p> <p>ただ今でも保全緑地の所は見えていますが保全緑地になっていない指定緑地についてはそこまでやっていないのが現実です。</p>
建設部長：	指定緑地はどれくらいあるのか。
事務局：	ざっと195箇所です。
建設部長：	<p>多いとは思えないので、定期的に状況を確認して、年1回くらいできれば一番いいのですが、こういったところに報告させていただくというのは、本来、やはり評価していかないといけません。</p> <p>全然違いますが、市内に橋梁が2,000橋くらいあります。しかしこれは5年に1回点検して管理するという義務を負っていてやっています。それに比べれば数はわずかなものです。やはり何らか、今言われるように管理、評価をして定期的に報告していかないなりません。知らないうちに変わってしまう所があります。</p> <p>少しこの辺は検討して、できるだけ管理ができるような形にしていきたいと思います。</p>
委員長：	<p>よろしくお願いします。</p> <p>そういう形で買取りなどの部分も考慮していただくような、また地域の方の声がここには入っていませんので、指定以降にそういうものについてのご意見、支援体制も整理していただけるとよいのではないのでしょうか。</p>

C 委員：	<p>木は年々、太くなっていくので景観とか緑が増えていくとか、大木の下に憩う場所ができるとか、そういう面で言えばいい面がたくさんありますが、近所に家を建てている人たちは、枯れ枝がバラバラ落ちてくるとか、台風のたびにガラスが割れたとか、木によって被害を受けているようなものもあります。そうすると木の生えている地主さんにとっては、そうかといって指定されておれば無下に切る訳にもいきません。</p> <p>それから切ろうとしても、おじいちゃん、おばあちゃんの家では切ることはできないので、頼んで切ってもらおうと直径30センチくらいの木を1本、切ってもらおうと5万円くらいかかります。</p> <p>そうすると切ってしまいたいという意向を持ってみえる地主さんもあって、なかなか緑地を保全していくというのはリスクの面も考えていくと大変なことです。</p> <p>地主さんには税の減免をするからその分で管理してくれということですが、地主さんが自分でやれなければ業者を頼んでも管理をしていくぐらいの気持ちを持ってくればいいですが、その管理をしてくれるかどうかの意欲付けのためにこういう指定をするようなものだと思います。</p> <p>指定されたからといって、そう簡単に今まで放置されていたのが綺麗に管理されるかという、少し疑問を感じます。特に竹林などは毎年、手入れをしていかないとすぐ乱雑になってしまいます。</p> <p>非常に格好いいことを僕たちは言っていますが、実際の管理となるとなかなか大変になってくると思います。</p>
委員 長：	<p>おっしゃるとおりです。</p> <p>竹を処分するのも勝手に燃やす訳にはいかないし。</p>
C 委員：	<p>この間も自治区で竹などを燃やしてもらっては困るというのが出て、竹は緑のリサイクル（の対象）にならないので軽トラックに載せて隣の清掃センターへ運ぶ訳ですが、燃やすゴミになります。切り刻んだ上であそこまで軽トラックで運んでいくのはなかなか大変です。</p> <p>本当に僕たちは、理想の緑の保全という、大変立派な大義名分のために論議していくのですが、実際の森林の保護ということになっていくと管理が非常に大変だということです。地主が意欲を持って管理してくれるようにするにはどうしたらよいかというような論議を一回、腰をすえて話をしないとイケません。本当は地主がみんな綺麗にしてくれれば、市の方が余り考えなくてもいい訳です。それができないからこうやって指定をして管理をしていただくということになります。</p>
B 委員：	<p>これに直接は関係ないかも知れませんが、実は私、名木愛護会というところに入っていて、市役所の課では環境政策課の関係だと思いますが、市内を区域に分けて、私は挙母地区の担当ということで、1年に1</p>

	<p>回、20数本を見て回って、どうするかということ報告することになっていきます。名木ですからほとんど大きい木です。たまたまその根本にぽっかり穴が開いて、強風が吹けば倒れるかもしれないというような木があったり、それから先ほどの話で枝葉が伸びて隣の屋根に落ちて樋がつまってしょうがない、色々なことがあって枝を切りたい、とにかく木が長生きするようにしっかりとしたい、これは個人で基本的にはやらないといけない訳ですが、市の方へお願いをして多少の補助を出していただけると、そういうことはあります。</p> <p>保全についてもそのようなことを考えてもいいのではないのでしょうか。</p>
C 委員：	<p>私もそのようなことを考えて、部長さんが言ってみえた、もう既に指定されている所はどこか分かっているのだから、例えば市の方で図面を持って、そしてこういう委員のような人が一緒に同乗して、年に1回くらいチェックして回るというようにして、ここは全然管理していないところについては、地主さんに声を掛けてみるというような、そういうようなことをしないと、書類上の指定だけだと何かこれから段々と数が増えていく、保全しにくくなっていくじゃないかなというように思います。</p>
建設部長：	<p>県が今年からやろうとしているあいち森と緑づくり税を保全の方へ使うということではできませんか。</p>
事務局：	<p>1回限りですが、伐採等の補助があったと思いますが。</p>
F 委員：	<p>そうですね。1回限りと、あと地元の方が中に入って先ほどの公道などを整備したあと、地元の方が続けてやっていただけるような方向付けをするということで1回だけしかできないですが、竹などの除去とかです。</p> <p>里山というか人家の周りがある森というのは、昔から手を入れて炭とか薪とか、そして草などを採ってきて利用している所ですので、手を入れなければ多分、見た目が悪くなるし、木自体も土地自体も悪くなるので手を入れていかないと何ともならないものですから、何とか手を入れていく方向付けとして先ほどの制度の中で里山整備事業というのがありますが、一度相談していただくと何かいい方法ができる所もあると思います。</p> <p>ただやはり地元の協力が必要だというところがあります。</p> <p>もちろん危ないところについては、県の発注でこれも1回だけですが、やるというところはあります。</p> <p>豊田市の場合、今年は計画がないですが、今、来年度からやろうということで相談は色々なところに掛けていますが、環境部や建設部でそれぞれ担当が違うみたいです。</p>



建設部長：	<p>私ども建設部ですが、一応、22年4月からやれることからスタートしようとしてやっています。</p> <p>市街地の緑地について、請負みたいな形で市がやることはできませんか。</p>
事務局：	<p>1回、手を入れるのは、業者を頼んでやれます。それ以降は地域住民等で継続してやっていただく格好になると思います。</p> <p>20年間の借地の契約がありましたよね。</p>
F 委員：	<p>それは人工林の方ですが、土地を開発しないとか、全部木を切ってしまうとか、そういう条件なのですから、所有権が移転しても別にどうということはないですが、開発しない、木を全伐しない、そのような条件となっています。</p> <p>それから中に入って整備する、間伐をしたり枝を払ったりするのは自由にやってくださいということなのですが、そんな制約があり、開発しようとする方にとってはちょっと20年というのは長いと思いますが、ずっと長い間所有している方にとっては、そんなに支障になる協定ではないと思います。</p>
事務局：	<p>今が荒れてしまっている状態でいけば、一度でも手を入れれば、次からは管理がしやすくなるということであれば、地元の方が動くにしても手間としてはかなり減ってくると思います。</p>
C 委員：	<p>先ほど話が出た里山の会というのは、名古屋の方はかなり活発にやっていて、名古屋の森林は街の中に散発的にあるのですが、この森はこの辺りの自治区の人でやってくださいとか、環境部とか環境クラブとかそういうのを作って、その人たちが下草を刈ったりして整備していたり、ここは何々株式会社という中小企業のような会社にお任せしますのでというような風で、市が買い上げたような土地で、そういうような所を指定して、そうすると竹やぶなどは自由に竹を切っていただいて利用していただいて結構ですというようになっています。</p> <p>希望の会社などを募って、いわゆる森林保存会とか里山の会とかにするものです。豊田でもやっていますよ。</p> <p>猿投里山の会というのをご存知ですか。ああいう方たちはまるきりのボランティアでやっています。</p> <p>それから植物の面でいうと、矢並湿地の保存会というのがありますが、矢並町の人たちが、私たちがやりましょうと言ってやっています。</p> <p>それから去年から亀首湿地の保全をさなげ台愛護会という会を作って、今、綺麗にやっていますが、そういう風な団体が少しずつあちこちにできて環境整備をやってくれる、その中でこういう森林の整備もやってくれるといいかなと思います。</p> <p>それには地区の住民が立ち上がる何かきっかけを（必要とします。）</p>

	指定されたからとか、草刈機を5台くらいは買ってあげるからとか、何かやらなければならない条件を付けてやってもらうというようになる といいと思います。
委員長：	ありがとうございました。 皆さん、いろんなご意見を出していただきました。市役所の原案とい いますか、修正、問題点の解決について、今、ご意見も出ましたので、 そのあたりも少し採り入れていただいて、改正に向けて手続きを進めて いただきたいということでよろしいでしょうか。
各委員：	はい。
委員長：	ありがとうございました。 それでは皆さんのご意見で、今、事務局にメモを取っていただいた内 容で動いていただくということで、この案件は終了ということにさせて いただきます。 ありがとうございました。 それでは事務局、よろしく願いいたします。
事務局：	野田委員長さん、スムーズな議事進行をしていただきましてありがと うございました。 今回いただいた意見等を反映させていただく中で、次回の緑地保全審 議会に改正案等も出させていただくような形になると思いますのでよ ろしく願いいたします。

## 5 その他

事務局：	今日、色々、ご審議いただき、ご意見をいただきました。中には帰ら れてちょっとこういうことを思いついた若しくは話そびれたというこ とがありましたら、今月26日の金曜日までにファックスなり電話なり で結構ですので、意見を言っただけであれば、それも含めて検討して いくようにできますので、それまでにありましたらご意見をください。お 願いします。
事務局：	あとこういったご意見を頂く中で、また資料を取りまとめまして、次 回の開催ということを考えています。資料の出来次第にはなってきます が、新年度に入って5月、6月、7月、そのあたりを1つの目標という ことで現在、考えています。もしその頃、ご都合が悪いということが早 目に決まっている方が見えたら、お帰りの節にご連絡いただければそう いった日程等も配慮しながら、今後の日程設定については決めさせてい ただきたいと思っておりますのでお願いします。 それでは他、特にご確認等される案件等、よろしいでしょうか。 では、これもちまして、21年度第1回豊田市市街地緑地保全審議 会について終了します。

	皆さんに於かれては長時間に渡りご意見いただきまして、誠にありがとうございました。
--	--